

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

福島県社会福祉協議会

②評価調査者研修修了番号

S2022022・3004、SK2021042・2106、SK2022003・2807

③施設の情報

名称：アイリス学園	種別：児童養護施設
代表者氏名：青木 美津雄	定員（利用人数）： 34名（ 21名）
所在地：福島市在庭坂字志津山6番地の3	
TEL：024-591-2105	ホームページ： https://www.f-iris-gakuen.jp
【施設の概要】	
開設年月日 昭和55年9月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 アイリス学園	
職員数	常勤職員： 17名 非常勤職員 1名
有資格職員数	（資格の名称） 社会福祉士 1名、 保育士 3名、 認定心理士 1名、 栄養士 1名、 調理師 5名、 中・高教員免許 5名
施設・設備の概要	（居室数）
	居室9、病床児隔離室2、浴室1、食堂1、プレイルーム2、 団らん室1
	（設備等） 事務室1、指導員室2、 医務室1、静養室1

④理念・基本方針

【学園の理念】

豊かな心情・知性・健康な体を育み自立を支援する
理念達成のため園組織の全力を結集する

【学園の運営方針】

- 家庭的養護と個別化した支援に努める
- 専門的な養育と支援を行う
- 権利の擁護と自主性の尊重を図る
- 心身の健康を図る

⑤施設の特徴的な取組

アイリス学園は虚弱児施設として開設されて以降、「豊かな心情・知性・健康な体を育む」ことを目指して子どもの療育・養育に努めており、地域の方々に認知され、地域との連携やつながりが強い。児童養護施設に移行後は、以前病室だった居室を一部改装するなど施設開設当時の建物において大舎制での養育を行っている。

現在、退職職員の増加などによって新規措置の停止状態ではあるが、少人数ながら向上心を持った職員のチームワークによって子どもたちの養育・支援にあたっている。

今後は職員体制を整えて措置停止の解除を目指すとともに、大舎制から小規模化への移行を視野に入れながら様々な課題に取り組んでいる。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（和暦）	令和5年4月24日（契約日）～ 令和6年2月7日（評価結果確定日）
前回の受審時期 （評価結果確定年度・和暦）	平成29年度 （平成29年度）

⑦総評

◇特に評価の高い点

【職員のチームワーク】

職員が少ない分意思疎通が図りやすく、職員同士で随時相談や話し合いを行い、支援の質が落ちないように努力する姿勢がみられる。職員一人ひとりの年齢や性別、個性を活かしながら、チームワークをもって養育・支援にあたっている。また、今後職員体制を整えて必要な専門職を配置していくなど、支援の質の向上・充実へ向けた取組への意欲が感じ取れる。

【ボランティアの効果的な活用】

コロナ禍の中でも、長年培ってきた地域住民との信頼関係から、農園での野菜作り体験や餅つき等の季節の行事、敷地の樹木刈込みなどのボランティアは継続して行われてきた。また、NPO法人と連携して旅行や食事会など施設内外の様々なイベントを実施したり、学生の学習ボランティアを募集するなど、施設だけでは難しい取組についてボランティアを上手く活用し、子ども達が多様な体験の機会を持てるよう工夫している。

◇改善を求められる点

【中・長期計画及び事業計画の策定】

以前に策定された中・長期計画は職員の離職など様々な要因から着手できておらず、計画として機能していない。また、単年度の事業計画は一部の職員が主となっ

て策定しており、職員の参画・関与が見られない。

中・長期計画は施設の理念や運営方針の実現に向けた目標（ビジョン）であり、目標の達成に向けた具体的な内容を反映したものが単年度の事業計画であるため、計画に継続性をもたせるとともに職員への周知、理解を図り実現可能な計画のもと事業を展開して欲しい。

【子どもを主体とした養育・支援】

子どもの権利擁護について職員への周知は行われているが日常の支援の在り方について振り返る機会がなく十分ではない。

定期的に基本的人権への配慮に関する勉強会・研修を実施し、職員が権利擁護の取組や権利侵害の防止について学ぶ機会を設けること。また、その機会を通じて権利に対する意識と理解を高め、子ども自身を権利の主体として尊重した養育・支援を実践してほしい。

【規程・マニュアルの整備】

規程・マニュアルの定期的な見直しが行われていない。また、マニュアルの見直しが職員参画の基に行われていない。そのため、職員が把握していない規程・マニュアルや、内容が重複しているマニュアルがある。規程・マニュアルは法改正や時勢に合わせて策定し、定期的に見直すことが必要である。また、策定・見直しした規程・マニュアルは、目次や作成・見直し時期を付けたうえで一つにまとめ、いつでも誰でも最新版を確認できるように整備してほしい。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

平成29年の受審から6年空いての受審でした。この6年間、組織体制等の問題から令和元年11月に新規児童措置停止となりましたが、この5年間の間も組織体制を十分立て直すレベルには至らず令和5年度を迎えました。福島県児童家庭課、各児相、福島県社協、児童福祉施設部会、東北ブロック養協の皆さま方には、来園いただいたの指導助言並びに職員研修等を通じて様々なご支援を頂戴しましたことにまずはお礼申し上げます。

令和5年5月より、施設組織運営が厳しい中でも子どもたちの事を思い学園に残り、子どもたちの生活を守ってきてくれた志高い職員を中心に新園長のもと、子どもの養育レベルは落とさずに職員体制の強化とさらなる養育の充実に努力してまいりました。その結果、本日現在今年度においては、保育士等資格保有者（現場経験含む）3名と令和6年度新規採用保育士3名の採用を実現することができました。まだまだ増員の必要性はありますが「職員採用～育成～定着」という段階の“専門職として育成する”という足固めの段階へ進むレベルに差し掛かっています。現在は月1回中央児童相談所長を講師に迎え、「ペアレントトレーニング」の研修指導等を通してサポートをいただいております。

今回の第三者評価受審にあたっては、現状の“ありのままの姿”を評価いただき

たと承知しています。施設としての中・長期事業計画の策定や研修企画・実施、児童の権利擁護への取組推進、職員マニュアルのアップデートと再整備等、訪問調査時に口頭で助言いただいたものは、すぐに実行を試み、本日を迎えております。まだまだ未整備のマニュアル等多くありますが、多少の時間は要しても“職員参画”のもとで“職員誰もが見て理解し、実行できる”ことを念頭に計画策定やマニュアル整備を進めていきたいと思っています。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 24 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-1 (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-1 (1) —① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設の理念、運営方針が運営管理規程やパンフレットに明文化されている。</p> <p>理念、運営方針は養育・支援の拠り所であり、職員の行動規範となるものであるため職員会議の場などを積極的に活用し周知徹底するとともに、子どもや保護者等へもわかりやすく説明することが求められる。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-1 (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-1 (1) —① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園長は全国児童養護施設協議会や社会福祉法人経営者協議会が主催するセミナーや研修会に参加するなど社会福祉事業の動向について情報収集に努めている。</p> <p>子どもの良質かつ安心・安全な養育・支援に向けては子どもに関するデータ収集はもちろんのこと、施設を安定的・継続的に運営していくため、経営環境の課題把握・分析に取り組むことが求められる。</p>		
③	I-2-1 (1) —② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>運営管理規程に施設経営における課題が明文化されており改善策が重点事項に位置付けられているが、課題の共有が役員間のみに留まっている。</p> <p>経営状況の改善に向けた取組は職員の協力なくして達成できないため、早急に職員へ周</p>		

知し、取り組んでいくことが求められる。

I—3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I—3—(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
④	I—3—(1)—① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>家庭の養護推進計画として平成27年1月に3期15年間の推進計画が策定されているが職員の離職など様々な要因により着手できておらず機能していない。</p> <p>施設として現計画の見直しの必要性を感じていることから関係機関と連携のもと国・県の施策等を反映した新たな計画を策定し、適宜計画の評価・分析を行うなど実現可能な計画になるよう取り組まれない。また、計画実現の裏付けとなる収支計画についても策定されたい。</p>		
⑤	I—3—(1)—② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>運営管理規程が単年度の事業計画の位置付けとして作成されているが、中・長期計画が策定されていないため、前年度を踏まえた策定にとどまっている。</p> <p>中・長期計画を実現するための具体的な内容を反映したものが単年度事業計画であり、実績を積み上げることが中・長期計画の達成につながるため、毎年進捗状況の確認、評価・見直しを行い実現可能な計画となるよう、数値目標や具体的な成果等を設定して取り組まれない。</p>		
I—3—(2) 事業計画が適切に策定されている。		
⑥	I—3—(2)—① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画が一部の職員が主となり策定されているなど策定段階において職員の関与が見られない。</p> <p>今後は、施設の重要事項を協議決定する企画運営会議を活用するなど職員の意見を集約する場を確保し、職員参画のもと事業計画を策定してほしい。また、事業計画の評価結果を次年度の計画に反映するなど継続性への配慮も求められる。</p>		
⑦	I—3—(2)—② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>居住環境の改修や整備、行事計画、新規採用職員の紹介など子どもたちに関連する事項について毎週開催している夕食後の児童会で説明が行われている。</p> <p>今後は、保護者への周知について個別の事情に配慮しつつ行事の案内だけでなく養育・支援の方針についても理解を深めてもらうための工夫が望まれる。</p>		

I—4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I—4—(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I—4—(1)—① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>養育・支援の質の向上に向けた自己評価は職員個々に行われているが組織的な取組に至っていない。</p> <p>定められた評価基準に基づき定期的・組織的にPDCAサイクルに則った取組が実施されるよう、早急に組織体制を構築することが求められる。</p>		
9	I—4—(1)—② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>評価結果や改善すべき課題が文書化されておらず、職員間で共有が図られていない。</p> <p>職員一人ひとりが課題を認識し、意識的に改善に取り組むことが組織的な取組へと発展していくため、評価結果や課題の可視化に努め、職員参画のもと改善計画が策定され実施することが望まれる。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ—1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ—1—(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ—1—(1)—① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>事務分掌に園長の役割が明記されており、就任して間もない中で職員との関わりを積極的に持とうとする姿勢が職員からも聴取できた。</p> <p>園長は職員会議で自らの職務についても説明しているが、今後は有事や不在時の権限委任の明確化に向けた取組にも期待したい。</p>		
11	Ⅱ—1—(1)—② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園長は就任後、法令遵守のため関連する会議やセミナー等へ参加するなど意欲的に必要な情報の収集に努めていることが書面からも確認できた。</p> <p>園長には雇用・労働や防災、財務等への理解が求められるが十分とは言えないため、今後さらなる資質向上へ向けた取組が期待される。また、復命書の回覧が役員間のみとなっているため、職員への回覧と合わせて職員会議で報告を行うなど組織としての情報の共有が求められる。</p>		

Ⅱ—1—（2）施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ—1—（2）—① 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>県内の児童養護施設長等を講師として招き、チームケアや多職種連携について施設内研修を実施するなど、養育・支援の質の向上のため取り組んでいるが、定期的な評価・分析などは行われていない。</p> <p>組織的な養育・支援の実践における園長の責任と役割は大きく、評価・分析を行わずして改善へ向けた取組は実行できないため、園長自らが率先して支援に関わる姿勢を示すなど指導力を発揮してほしい。</p>		
13	Ⅱ—1—（2）—② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>業務の実効性向上や働きやすい職場づくりに向けて、広告媒体を積極的に活用するなど職員体制の充実を図っている。</p> <p>組織体制や経営の改善について3年間での取組を目標としているため、今後は定期的に職員への周知・説明を行うなど、施設内における意識形成のさらなる充実に期待したい。</p>		

Ⅱ—2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ—2—（1）福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ—2—（1）—① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>人員配置計画が作成され、計画達成に向け人材確保に取り組んでいるが人員体制は十分でない。</p> <p>施設の理念や運営方針、中・長期計画を達成するためには福祉人材の確保は喫緊の課題である。早急な有資格者の配置や確保に努め、多職種連携のもと養育・支援に取り組む体制づくりが求められる。</p>		
15	Ⅱ—2—（1）—② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>令和5年10月より業務管理・評価制度を導入しているが評価・分析の取組は十分ではない。</p> <p>次年度より本格実施を検討しているため、制度導入の趣旨や目的を職員へ周知徹底することが求められる。また、キャリアパスの明確化は職員の職務に対する意欲向上にもつながる重要な要因であるため、あわせて取り組まれることに期待したい。</p>		
Ⅱ—2—（2）職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ—2—（2）—① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p>		

<p>職員体制に余裕のない中でも有給休暇や希望休の取得について職員の意向をできる限り反映できるよう努めている。</p> <p>今後は、人員体制の充実を図ることで職員の心身への負担軽減を図るとともに、日頃から相談しやすい体制を整え、職員のメンタルヘルスやワーク・ライフ・バランスに配慮した取組も望まれる。</p>		
<p>Ⅱ—2—（3）職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	Ⅱ—2—（3）—① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>令和5年10月より業務管理・評価制度を導入したが職員との個別面談は実施しておらず、育成に向けた目標管理は行っていない。</p> <p>職員が目標を持ち、日々成長することが質の高いサービス提供につながるため、今後は職員一人ひとりと面談する機会を確保し、目標設定と進捗状況を定期的に確認できる仕組みづくりが求められる。</p>		
18	Ⅱ—2—（3）—② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>運営管理規程に養育・支援の方向性や職員に必要とされる役割等が明示されているが職員一人ひとりの研修計画は作成されていない。</p> <p>勤続年数やキャリア、技術水準等に応じた研修計画を策定し、計画に基づき必要な研修を受講できるような仕組みづくりが求められる。職員の教育・育成については外部研修への参加のみならずOJTを積極的に活用し、施設内での職員育成に向けた体制づくりにも期待したい。</p>		
19	Ⅱ—2—（3）—③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>外部研修の情報は園長の判断により必要な職員へ都度提供されており、厳しい職員体制の中でも受講できるよう配慮している。</p> <p>研修内容は回覧により職員へ報告されているが、職員会議で報告、伝達するなど振り返りの機会を設けることで職員同士がともに学びあう機会の確保に努めてほしい。</p>		
<p>Ⅱ—2—（4）実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	Ⅱ—2—（4）—① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>実習のしおりが作成されており、職員は施設のパフレットやオリエンテーション資料に基づき施設概要や実習にあたっての心構えの説明等を行なっている。</p> <p>実習指導者研修の受講が進んでいないため受講の機会を確保し、人材育成に携わる職員の資質向上に取り組んでほしい。</p>		

Ⅱ—3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ—3—（1）運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ—3—（1）—① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>年2回発行している広報誌や電子情報開示システムにおいて財務状況の公表がなされているが、苦情については受付件数のみの公表に留まっている。</p> <p>今年度中にホームページの開設を予定しているため、運営に関する情報の公開のみならず、苦情への対応内容や施設の魅力・取組を積極的に発信してほしい。</p>		
22	Ⅱ—3—（1）—② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>月1回会計法人による監査を実施するなど適切な会計処理に向けた仕組みが構築できている。</p> <p>今後は経理監査に留まらず経営的な視点からの助言や指導を受け、必要に応じて改善策を講じることが求められる。また、従来の会計手続きにとらわれることなく簡略化できるものは省くなど職員体制に応じた柔軟な対応が望まれる。</p>		

Ⅱ—4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ—4—（1）地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ—4—（1）—① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設開所から40年以上経過しているため、その間地域の方々との交流が進み、自然と子どもたちを見守っていただけようになっている。また、敷地の樹木刈込みの手伝いや隣接する農園での野菜作り体験などが地域住民の協力で行われている。</p> <p>近年、開かれた施設づくりがますます求められていることから、地域との関わり方についてきちんと方針を立てるとともに、ハード面、ソフト面の両方で施設の持つ資源を地域に還元できるようにしてほしい。</p>		
24	Ⅱ—4—（1）—② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ボランティア受け入れ規程が整備され、コロナ禍の中でも長年協力いただいているボランティアの活動は継続されていた。</p> <p>今後、感染症等の状況が落ち着きボランティアが受け入れやすくなることから、新規ボランティアに対しては事前研修をきちんと行う必要がある。また、福祉教育などで福祉に関する周知を広く行うことは施設への理解や人材確保にも繋がるため、学校教育等への協力も積極的に行ってほしい。</p>		
Ⅱ—4—（2）関係機関との連携が確保されている。		

25	Ⅱ—4—(2)—① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>学校とは互いに担当を決めて連絡を密にとっており、小学校ではPTAの役員を務めている。また、地区の青少年育成会議や福島市要保護児童対策地域協議会に参加し、その内容について復命が行われている。</p> <p>今後、養育・支援の課題について定期的な検討を行ったり、アフターケア等で不足しているサポートについて支援体制づくりを図るなど、関係機関・団体との連携を強化してほしい。</p>		
Ⅱ—4—(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ—4—(3)—① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>福島市要保護児童対策地域協議会や地区の様々な会合に参加し、地域の福祉ニーズや課題の把握に努めている。</p> <p>現在の職員体制では把握したニーズや課題へ対応することは難しいが、体制を整えた上で、次年度以降に参画を検討している「福島地域福祉ネットワーク会議」などにおいて、施設の持つ機能を活かして行ってほしい。</p>		
27	Ⅱ—4—(3)—② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>地域の防災・防犯に関する活動への協力は行っているが、福祉ニーズや地域の課題に対する取組は行われていない。</p> <p>今後、法人の他施設も含めた横断的な組織を立ち上げるなどして社会福祉法人に求められる役割を果たすことにより、地域から更に信頼される法人となってほしい。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ—1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ—1—(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ—1—(1)—① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>運営方針に「個別化した支援」「自主性の尊重」が、職員の倫理要領には「児童の個性の尊重」「児童の受容」などが示されている。また、グループ会議や毎日の引継ぎ場面などにおいて日々の養育・支援内容について職員間で話し合いを行っている。</p> <p>経験年数が短い職員も多いことから、事例などを基に自分たちの養育・支援の内容を確認する研修会などを定期的実施し、職員のスキルアップ並びに子どものQOL向上を図る</p>		

てほしい。		
29	Ⅲ—1—(1)—② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設の構造上、個室確保は難しいが、パーティション等を使用してなるべくプライバシーが守られるような環境づくりに配慮している。</p> <p>職員の倫理要領にプライバシーの保護に関する記載はあるが、施設としての姿勢・責務等を示した規程・マニュアルとまでは言えない。そのため、プライバシーに関する詳細な規程等を整備し、その内容を分かりやすく子どもや保護者に周知してほしい。</p>		
Ⅲ—1—(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ—1—(2)—① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ここ数年、入所児童の新規受入れは行っていないが、福島市からショートステイ事業を委託されており、利用者には事前にパンフレット等を用いて説明を行っている。また、希望があれば事前見学にも応じている。</p> <p>パンフレットには施設の概要しか記載されていないため、新たに利用する子どもや保護者が施設での生活をイメージ出来るよう、それぞれの理解度に合わせた資料を作成することが望ましい。</p>		
31	Ⅲ—1—(2)—② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもが希望する将来に向けてどんな選択肢や道筋があるのか、その子どもの理解力に合わせて説明しながら、日常生活における目標や少し先の目標などを共に考えている。</p> <p>グループ会議録などに子どもへの説明に関する記録はあるが、目標に向けた進捗状況や進路選択などの重要な事項について職員と子どもが互いに確認できるような仕組みづくりが必要である。また、記録の仕方や同意を得る方法をルール化し、可能なかぎり保護者からも同意を得ることが望ましい。</p>		
32	Ⅲ—1—(2)—③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>退所や他施設への移行にあたっては、子どもや保護者の意向を確認しながら、不利益が生じないように児童相談所と連携して対応している。</p> <p>退所後の相談方法や窓口についての説明は、口頭だけでなく文書を渡したりスマートフォンへ連絡先入力を行うなど、子どもや保護者がいつでも安心して相談できるよう丁寧に行ってほしい。</p>		
Ⅲ—1—(3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ—1—(3)—① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c

<p><コメント></p> <p>毎週開催している男女別の児童会には職員も参加しているが、子ども達自身で進行や記録を行いながら自分達の生活に関する話を話し合っている。</p> <p>食事の嗜好調査は年2回実施されているが、それ以外にも満足度調査や子どもと定期的な個別面談を行うなどして、表面化しにくい子どもの意見を汲み取るよう努めてほしい。</p>		
<p>Ⅲ—1—(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	Ⅲ—1—(4)—① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の仕組みが整備され、正面玄関前にその内容が掲示されている。</p> <p>子どもに向けたチラシを作成し配布・説明しているが掲示はされていないため、子どもの目が届くところに掲示しておくとうい。また、施設のホームページが年度内に立ち上がる予定のため、苦情対応についても公開されることを期待する。</p>		
35	Ⅲ—1—(4)—② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子ども向けの苦情解決に関するチラシには、誰にでも相談できること、秘密は守ること、投書箱に入れても良いことなどを分かりやすく記載している。</p> <p>子どもが話を聞いてほしい時にいつでも利用できる相談スペースがないため、空いている居室を相談室に転用するなど、常設の相談スペースを確保してほしい。また、第三者委員を施設の行事に招待したり定期的に相談会を設けるなどして、子どもたちと第三者委員が触れ合う機会を設けるとよい。</p>		
36	Ⅲ—1—(4)—③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>日常生活の中で子どもたちから出された要望にはその都度対応し、また児童会の開催、投書箱の設置などによって子どもの意見を広く聞くように努めている。</p> <p>すぐに対応が難しい要望・意見があった時にはその旨を子どもに伝えるようにしているが、子どもが意見を出すこと自体を諦めるような風潮を防ぐためにも相談や意見への対応マニュアル等を整備し、どの職員でも同じような対応が出来るようにしてほしい。</p>		
<p>Ⅲ—1—(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	Ⅲ—1—(5)—① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>防災や事故発生等の緊急時に関して、責任者や職員の役割が防災管理規程に示されている。また、年間を通じて様々な防災訓練や防犯訓練を実施している。</p> <p>日常的なヒヤリハットの収集が行われていないことから、毎日の引継ぎの場などでヒヤリハットの収集・報告を行って職員の意識を高めてほしい。また、収集した内容については、要因分析、改善策・再発防止策の検討などを職員ぐるみで実施する必要がある。</p>		
38	Ⅲ—1—(5)—② 感染症の予防や発生時における子どもの安全	a・b・c

	確保のための体制を整備し、取組を行っている。	
<p><コメント></p> <p>感染症マニュアル及び新型コロナウイルス感染症の対応の手引きが整備されている。感染者が出た場合の隔離スペースや職員・子どもの動線も確保されている。</p> <p>施設に看護職の配置が無く医療関係は非常勤嘱託医が担っているが、施設内の医療・衛生面の担当職員を決めて、医療関係者と連携しながら日常的な注意事項伝達や定期的な勉強会を行うことが望ましい。</p>		
39	Ⅲ—1—(5)—③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>火災、地震、風水害などについて対応マニュアルが作成され、職員体制や役割が示されている。備蓄リストを作成し、定期的に消費しながら買い足すローリングストックが行われている。</p> <p>大きな災害が起きた時に子どもたちの日常生活や心身への影響を最小限に抑えるため、想定される災害の種類別に事業継続計画（BCP）を策定し、職員間で共有しておく必要がある。</p>		

Ⅲ—2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ—2—(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ—2—(1)—① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>業務マニュアルとして、生活の流れと留意点、非常時の対応等について文書化され、職員がいつでも閲覧できるようになっている。</p> <p>ここ数年、管理職を含め職員の入れ替わりが多かったことから、マニュアルはあっても体系的な整備や見直しが行われていない。あらためて子どもの権利擁護の視点を反映したマニュアルを整備するとともに、新人職員だけでなく全職員がマニュアルの内容を理解する機会を定期的に設けて、自分たちの養育・支援が正しく行われているかを検証する必要がある。</p>		
41	Ⅲ—2—(1)—② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>マニュアルの見直しは必要に応じて行われているが、定期的に検証・見直しを行う仕組みがない。そのため、いつ、どの部分が見直されているのか、誰が内容を決めたのかが分かりにくい。</p> <p>今後、マニュアルの担当者や担当する委員会等を決めて、職員や子どもたちの意見を反映しながら定期的に検証・見直しを行ってほしい。また、各マニュアルには作成時期や見直し時期を明記することが望ましい。</p>		
Ⅲ—2—(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		

42	Ⅲ—2—(2)—① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>自立支援計画の策定にあたっては担当職員が原案を作成し、グループ会議において他職員や心理職等を交えて検討・修正したものを最終的に園長が確認している。</p> <p>常日頃子どもと接している中で把握した意向や課題を自立支援計画に反映するようにしているが、担当職員が変わっても同じ指標で子どもの心身の状況や成長が把握できるように、アセスメント手法・アセスメントシートを取り入れることが望ましい。</p>		
43	Ⅲ—2—(2)—② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>基本的には年2回、直前の自立支援計画の内容を評価したうえで見直しを行っている。また、家庭復帰や他施設への移行など支援計画の見直しが必要な時には、児童相談所とも連携しながら対応している。</p> <p>自立支援計画の策定時も見直し時もグループ会議が中心となっているが、子どもの意向や心理面、医療面などの見解もきちんと計画に反映されているかどうか、丁寧に協議・検討できる場を設けてほしい。</p>		
Ⅲ—2—(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ—2—(3)—① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>記録管理のシステムを導入し、日誌、個別ケース記録、医療関係記録等、様々な記録について入力と閲覧が出来るようになっている。職員が記録した内容は副主任や園長などが日々確認し、他者が読んでも分かるような記述になるよう指導している。</p> <p>今後は、自立支援計画を念頭において養育・支援内容を記録するよう職員へ指導することや、全職員が共有すべき情報と担当職員で留めておいてよい情報を整理することが求められる。</p>		
45	Ⅲ—2—(3)—② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>記録管理のシステムには職員毎にパスワードが設定されている。また、USB等での情報の持出しは禁止され、出力された帳票は鍵のかかる事務室に保管されている。</p> <p>個人情報保護規程、特定個人情報保護取扱規程、個人情報の保護に関する基本方針等が定められているが、内容が古いものや職員にきちんと周知されていないものもあるため、規程等を見直す必要がある。なお、見直し後は職員だけでなく子どもや保護者にも内容を説明する機会を設けてほしい。</p>		

内容評価基準（24 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A—1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A—1—（1）子どもの権利擁護		
A①	A—1—（1）—① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの権利擁護に関しては、運営指針や運営管理規程を基に職員全体に周知され、理解が図られている。</p> <p>権利擁護の取組について職員が具体的に検討する機会が少ないため、今後は「人権擁護チェックリスト」等を用いて、定期的に職員全体で確認する機会を設け、権利侵害の防止と早期発見に努めてほしい。</p>		
A—1—（2）権利について理解を促す取組		
A②	A—1—（2）—① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員は日常生活の中で、子ども一人ひとりの年齢や性別・状態に配慮しながら、子どもの権利を尊重する支援をしている。また、年少者や障がいのある子どもに対しては、子ども同士で思いやりを持った接し方が見られる。</p> <p>職員間で子どもの権利に関する学習機会が持たれていないため、今後は、子どもの権利についての学習会を定期的実施するなど、理解を深めるための取組が必要である。</p>		
A—1—（3）生き立ちを振り返る取組		
A③	A—1—（3）—① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生き立ちを振り返る取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どものアルバムは成長記録として適切に整理され、本人が見たい時はいつでも見ることができるようになっている。生き立ちに関する情報は、子どもの発達状況や理解度に応じ、児童相談所と連携しながら伝えている。また、必要な場合は心のケアを行いながら心理療法士と共になされている。</p> <p>生き立ちの伝え方や内容等は職員間で十分に共有されているとは言えないため、今後は職員会議等で確認し、子どもへの適切なフォローを行ってほしい。</p>		
A—1—（4）被措置児童等虐待の防止等		
A④	A—1—（4）—① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>児童会などにおいて、自分自身を守る知識・方法を子どもたちへ伝える機会を設けてい</p>		

<p>る。</p> <p>子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に関しては、就業規則等の規程に基づいて厳正に処分を行う仕組みは作られているが、職員に向けた研修や会議、記録等が十分に行われておらず、発生した場合の一連の流れが明文化されていない。今後は「被措置児童等虐待対応ガイドライン」の周知や職員研修の実施等、具体的な体制整備に努めていただきたい。</p>		
<p>A—1—(5) 支援の継続性とアフターケア</p>		
A⑤	<p>A—1—(5)—① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。</p>	<p>①・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>ショートステイを利用する子どもには、一人ひとりの気持ちに寄り添い、不安を軽減できるよう配慮がなされている。</p> <p>入所している子どもに関しては、家族や友人など今までの生活で築いた人間関係を持続できるよう支援している。</p>		
A⑥	<p>A—1—(5)—② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。</p>	<p>a・②・c</p>
<p><コメント></p> <p>退所後に安定した社会生活が送れるよう、調理体験や弁当作り、アルバイトなどの就労体験や、今後の資格取得までの計画を立てるなど、様々な自立支援を行っている。退所後の相談も随時行い、関係機関と連携を図りながらアフターケアに努めている。</p> <p>退所者と入所している子どもたちとの交流機会があまり無いため、在園生にとって励みになるような交流が図られるよう期待したい。</p>		

A—2 養育・支援の質の確保

<p>A—2—(1) 養育・支援の基本</p>		
A⑦	<p>A—2—(1)—① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。</p>	<p>a・⑦・c</p>
<p><コメント></p> <p>子ども一人ひとりの心情に寄り添い、子どもと共に課題に向き合う姿勢が見られる。また、職員の年齢や性別、個性を活かした支援が行われている。</p> <p>子どもが表出する感情や言動をそれぞれ受け止め問題解決にあたっているが、その言動の背景にあることを理解するよう努め、より子どもたちとの信頼関係を深めていただきたい。</p>		
A⑧	<p>A—2—(1)—② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。</p>	<p>a・⑧・c</p>
<p><コメント></p> <p>児童会でゲームソフトの購入を決めたり、居室内の模様替え、誕生日の個別希望メニューの実施など、基本的な欲求を満たすよう努めている。</p>		

<p>個々の子どもの状況に応じて柔軟性を持ち対応しているが、現状の職員体制や施設形態から、子ども一人ひとりの基本的欲求が完全に満たされているとは言い難い。今後人員確保がすすみ体制が整えば、子どもとふれあう時間が多くとれると思うので、更なる信頼関係の構築に期待したい。</p>		
A⑨	A—2—(1)—③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>児童会において、自分たちの生活における問題や課題を検討する機会がある。子どもがやらなければならないことは出来る限り子ども自身が行えるよう支援をしている。</p> <p>快適な生活に向けた取組を職員と子どもが共に考える中で、子どもの思いと職員の考えにズレが生じることがある。子どもの主体性を伸ばしていくためにも、施設、子どもそれぞれの考えや思いを互いに聞き合い、丁寧に子どもと向き合うよう努めてほしい。</p>		
A⑩	A—2—(1)—④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>児童会にて学びや遊びに関するニーズを把握する機会があり、行事等でも子どもの希望を聞きながら企画・実施をしている。スポーツ少年団への参加や、外出支援・イベント等でのボランティアとの関わりは、コミュニケーションの習得や学びの場となっている。</p> <p>子ども一人ひとりの年齢や発達状況は異なっていることから、今後はそれぞれに応じた学びや遊びの環境を整え提供できるよう努めてほしい。</p>		
A⑪	A—2—(1)—⑤ 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>日常生活の中で基本的習慣や健康管理の知識などを身につけられるよう、子どもの発達に応じ支援している。また、バスや電車の乗り方など、具体的な社会体験活動を通して、社会常識・社会規範の体得に努めている。川遊びなどの危険な場所については地域住民や消防署から話を聞くなど、自己の安全に関して子どもが理解できるよう支援をしている。</p> <p>SNS やインターネット、携帯電話に関しては不適切な使用のないよう、高校生とルールやマナーについて話し合っている。</p>		
A—2—(2) 食生活		
A⑫	A—2—(2)—① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもたちへ年2回の嗜好調査を実施し、好き嫌いや栄養バランスを考慮した食事の提供に努めている。子どもたちは月に1回程度おやつ作りを行っており、楽しみながら調理に親しむ機会を設けている。</p> <p>献立や味付けの希望はもちろん、食事時間や電子レンジの利用法、席順などについても子どもの意見や考えを取り入れ、食事がより楽しみの時間となるよう工夫していただき</p>		

い。		
A—2—(3) 衣生活		
A⑬	A—2—(3)—① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>小さな子どもたちは職員と一緒に好みに合わせた衣類を、中・高生は自分で好きな衣類を選び購入する機会が設けられている。学校用品や部活動用品、成長段階に応じた物は必要に応じ購入している。中・高生は自分で洗濯や衣類の管理ができるよう支援をしている。</p> <p>「衣類購入の外出回数が少ない」「欲しい服が自由に購入できない」といった声も聞かれたため、出来る限り子どもと話し合う機会を設けていただきたい。</p>		
A—2—(4) 住生活		
A⑭	A—2—(4)—① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>日用品等は本人の好みに合わせて個人所有ができるようにしている。</p> <p>施設の構造上難しい中、可能な限り子どもの安心・安全を考慮した環境整備や修繕に努めているが、個人の空間の確保までは至っていない。実施予定のパーティション設置工事等によって個人のスペースが確保され、安心した居場所ができることを期待したい。また、トイレや浴室なども今の時代に合わせて、安心して利用できるよう整備されることが望ましい。</p>		
A—2—(5) 健康と安全		
A⑮	A—2—(5)—① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>日常的な子どもの健康状態を把握し、定期的に身体測定を行うなど、子どもの健康管理に努めている。通院治療が必要な子どものケアについては、医師の指示のもと行っている。</p> <p>薬の仕分けは職員で複数回チェックしているが、子どもの服薬については一人ひとり目視での確認ができていない。今後は事故防止のためにも服薬確認シートやチェック表などを作成し、職員が毎回チェックすることが必要である。また、障がい特性や医療・健康に関する学習会等を実施し、職員の資質向上に努めていただきたい。</p>		
A—2—(6) 性に関する教育		
A⑯	A—2—(6)—① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>日常的な支援の中において、職員が子どもの発達状況に合わせ対応している。また、児</p>		

<p>童相談所との面談時に子どもの権利ノートを使用し、それぞれ個別に説明している。学校との連携・共有も図られている。</p> <p>正しい知識を子どもたちに伝えていくためにも、支援のあり方を再度検討し、職員や子どもが学習する機会を持ってほしい。</p>		
A—2—(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		
A⑰	A—2—(7)—① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>暴力・不適応行動に関しては、日頃から子どもたちに具体例を挙げながら伝え、理解を促している。</p> <p>職員へは暴力行為・問題行動等発生時の対応マニュアルによって対処方法の共有を図っているが、より適切な援助技術を習得することで養育・支援に自信が持てるよう、職員研修に取り組んでいただきたい。</p>		
A⑱	A—2—(7)—② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>日常生活において、日頃から子どもたちへ「自分の権利・相手の権利」について話しをして、配慮ができるような支援をしている。いじめ等が発生した場合は要因の把握に努め、園長を中心に全職員一丸となってその後の対応策を講じている。また、居室編成は、子ども同士の関係性や年齢、障がいなどに配慮しながら決めている。</p> <p>問題の発生予防のため、施設内で使っていないスペースや目の行き届かない場所をチェック・点検するようにしてほしい。</p>		
A—2—(8) 心理的ケア		
A⑲	A—2—(8)—① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>心理療法担当職員を配置し、心理的ケアを必要とする子どもについて自立支援計画に基づき心理支援プログラムを策定している。</p> <p>現体制においては心理療法士と児童指導員が兼務のようになっており、専門職としての働きが難しい状況である。今後、専門スペースの確保やスーパービジョンを受ける体制を整えるなど専門職として確立させ、子どもへ充実した心理的支援が行えるようにしていただきたい。</p>		
A—2—(9) 学習・進学支援、進路支援等		
A⑳	A—2—(9)—① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設の構造上難しい中ではあるが、出来る限り個別スペースや学習室を用意し、学習環境の整備に努めている。特別支援学級教諭による個別授業の振り返りを施設で行うなど、学校との連携も図っている。</p> <p>日々の生活支援の中で、学力の低い子どもや不登校の子どもに対して学習の習慣や学習</p>		

意欲・自主性を引き出す支援を意識的に行っていただきたい。また、学習支援ボランティアの再開により、子どもの学習意欲が高まることを期待したい。		
A⑳	A—2—(9)—② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの将来の目標に向け、本人の話を聞く機会を設けており、目標達成の道すじについて話し合いをしている。オープンキャンパスへの参加付き添いやアルバイト面接の支援など、動機付けにより本人の意欲が高められるよう支援している。</p> <p>「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるように個別支援は行っているが、進路決定後も子どもの不安を受け止めてきめ細かな相談・支援を行っていただきたい。</p>		
A㉑	A—2—(9)—③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>実習やアルバイトを行うにあたり社会の仕組みやルールなどを伝えたり、必要な書類の書き方や面接時の服装などを職員と一緒に考えるなど、個別支援を実施している。資格取得を目指す子どもへは民間団体の助成金、補助金を活用し可能な限り支援している。</p> <p>今後は施設に協力してもらっている事業者等と連携し、職場実習や体験を受け入れてもらえるよう取り組んでいただきたい。</p>		
A—2—(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A㉒	A—2—(10)—① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの担当職員が窓口となって対応し、職員間で家庭環境の情報を共有している。また、児童相談所とも連携を図りながら、面会、外出、一時帰宅などを行い、子どもと家族の継続的な関係づくりに取り組んでいる。保護者へは年4回園だよりを郵送し、子どもの様子を伝えている。</p> <p>保護者、家族と子どもの関係調整には支援方針を明確にし、相談窓口を設けて支援体制を整える必要があるため、家庭支援専門相談員の配置が望まれる。</p>		
A—2—(11) 親子関係の再構築支援		
A㉓	A—2—(11)—① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>親子関係の再構築など、一人ひとりの調整は児童相談所が中心となって行っているが、子どもの担当職員と児童相談所が連携を図りながら家族支援を行っている。</p> <p>今後、家庭支援専門相談員が配置され、家族関係の調整や相談受付などの支援体制が整うことを期待する。</p>		